

2022年3月4日

株 主 各 位

京都府宮津市字須津471番地の1
金 下 建 設 株 式 会 社
取締役社長 金 下 昌 司

第71回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第71回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

なお、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年3月22日（火曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年3月23日（水曜日）午後1時
 2. 場 所 京都府宮津市字須津471番地の1 当社 新棟 大会議室
（開催会場が前年と異なっております。詳しくは末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第71期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第71期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- | | |
|-------|-------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.kaneshita.co.jp/>）に掲載させていただきます。

＜新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応について＞

当社は2022年3月23日（水曜日）午後1時より、第71回定時株主総会の開催を予定しておりますが、本株主総会における新型コロナウイルス感染症の拡大防止を目的とした対応について、下記のとおりご案内いたしますとともに、株主の皆様のご理解並びにご協力をお願い申し上げます。

記

1. 当社の対応について

- 株主総会に出席する当社取締役、監査役及び運営スタッフは、マスク着用で応対をさせていただきます。
- 会場受付にはアルコール消毒液、マスクを設置いたします。

2. 株主様へのお願い

- 株主総会へのご出席をご検討されている株主様におかれましては、健康状態や体調等をご留意のうえ、くれぐれもご無理のないようお願いいたします。
- ご出席の株主様におかれましては、マスク着用などの感染予防にご配慮いただきますようお願い申し上げます。
- 会場受付で検温をさせていただき、37.5℃以上の発熱があると認められる株主様、体調不良とお見受けされる株主様は、ご入場をお断りする場合がございます。
- ご入場後、体調不良とお見受けされる株主様につきましても、運営スタッフがご声掛けをさせていただき、ご退出をお願いする場合がございます。
- 株主様同士のお席の間隔を広く取るため、十分な席数が確保できない場合がございます。そのため、当日ご来場いただいてもご入場をお断りする場合がございます。

今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合には、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.kaneshita.co.jp/>) に掲載させていただきます。

以 上

事 業 報 告

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、緊急事態宣言が繰り返し発出され、経済活動が停滞し、個人消費や雇用情勢が低迷する等、引き続き厳しい状況が継続し、景気の先行きは、依然として不透明な状況となりました。

建設業界におきましては、公共投資は比較的堅調に推移いたしました。民間設備投資は新型コロナウイルス感染症の影響等もあり、力強さが戻らず、また、資材価格の高騰や建設技術者・労働者不足の問題が継続する等、引き続き厳しい状況となりました。

このような状況の中、当連結会計年度の当社グループの売上高は、前期からの繰越工事が減少したことにより76億3千3百万円（前期比30.4%減）となり、利益面につきましては、売上高が減少したことや、資材価格が高騰したこと等により売上総利益が減少したことから、営業損失9千9百万円（前期は営業利益6億4千9百万円）、経常利益3千2百万円（前期比95.9%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は4千5百万円（前期比91.1%減）となりました。

事業別の状況は次のとおりであります。

(建設事業)

受注工事高は81億2百万円（前期比5.1%減）となりました。完成工事高は、前期からの繰越工事が減少したことにより、73億3千7百万円（前期比31.6%減）となり、売上総利益は売上高が減少したことや、資材価格が高騰したこと等により7億8千7百万円（前期比52.2%減）となりました。

主な受注工事

発注者	工事名称
学校法人京都産業大学	京都産業大学（仮称）新本館 新築工事
京都府	小倉西舞鶴線 地方道路交付金工事（新白鳥トンネル（仮称）） 小倉西舞鶴線 地方道路交付金（加速化対策）工事（新白鳥トンネル（仮称））
(株)シオノ铸工	ZIPSQUARE 新築工事
社会福祉法人丹後福祉会	特別養護老人ホーム丹後園大規模改修工事
国土交通省	精華拡幅乾谷地区舗装他工事

主な完成工事

発注者	工事名称
コントラックワッツインク	在日米軍経ヶ岬レーダー基地駐屯施設建設工事（土木）（1706）
日本スーパー工業(株)	日本スーパー工業株式会社 あゆみ野本社・新工場新築工事
社会福祉法人北星会	社会福祉法人北星会（仮称）天橋園群施設整備計画 グループホーム・デイサービス新築工事および付帯工事
国土交通省	西舞鶴道路京田ランプ橋下部他工事
国土交通省	高槻維持管内舗装修繕工事

（製造・販売事業等）

主にアスファルト合材の販売で、売上高は2億9千6百万円（前期比27.2%増）となり、売上総利益は売上高が増加したことにより、4千5百万円（前期比7.4%増）となりました。

事業別の受注工事高、売上高の状況は次のとおりであります。

受注工事高・売上高

（単位：百万円）

区分	受注工事高			売上高			
	前連結会計年度	当連結会計年度	増減(Δ)率	前連結会計年度	当連結会計年度	増減(Δ)率	
建設事業	土木工事	4,393	4,612	5.0%	5,986	3,907	△34.7%
	建築工事	4,148	3,490	△15.9	4,742	3,430	△27.7
	計	8,541	8,102	△5.1	10,727	7,337	△31.6
製造・販売事業等	—	—	—	232	296	27.2	
合計	8,541	8,102	△5.1	10,960	7,633	△30.4	

②設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は2億6千2百万円であります。そのうち主なものは、当社の本社隣接の新棟新設及び本社ビル耐震改修工事によるものであります。

なお、所要資金は全額を自己資金でまかなっております。

③資金調達の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第68期 (2018年度)	第69期 (2019年度)	第70期 (2020年度)	第71期 (2021年度)
受 注 工 事 高	12,087	7,729	8,541	8,102
売 上 高	10,213	11,701	10,960	7,633
親会社株主に帰属する 当期純利益	160	188	503	45
1株当たり当期純利益	58円35銭	68円75銭	225円14銭	20円82銭
総 資 産	21,757	22,977	19,991	19,983
純 資 産	19,319	19,573	17,199	17,102
1株当たり純資産額	6,924円63銭	7,031円46銭	7,821円33銭	7,779円53銭

(注) 2018年7月1日付で普通株式5株を1株とする株式併合を行っております。第68期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
司建設株式会社	40百万円	29.0%	建設事業
株式会社和田組	90百万円	0.0%	建設事業

(注) 司建設株式会社、株式会社和田組につきましては出資比率は100分の50以下ですが、実質的に支配しているため子会社としたものであります。

(4) 対処すべき課題

建設業界を取り巻く環境は、新型コロナウイルス感染症の収束が見込めない中、工事の減少や工事計画の延期、それに伴った受注競争の激化、材料調達が困難になること等が懸念されており、また、労働者不足の問題が継続する中、労働環境の整備や生産性の向上がより一層求められる状況になると思われまます。

このような状況の中、当社グループでは、社会・顧客からの信用を第一とし、外部環境の変化や不測の事態にも迅速かつ適切な対応ができる健全な経営基盤を維持し、親切・丁寧なモノづくりを通じて、豊かな社会環境と安心して安全な生活空間を提供し続けるとともに、企業価値最大化を目指しコーポレートガバナンスの充実に全社一丸となって取り組んでまいります。

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、従来から取り組んでいる最新情報の収集やテレワークの推進、WEBシステムの活用、衛生管理等による感染防止策を継続して徹底してまいります。

建設事業につきましては、受注競争を勝ち抜いていくため、技術力の強化に努めるとともに、今までに培ってきたノウハウを活用しながら新規顧客の開拓や有望市場への営業活動を積極的に展開してまいります。

また、業務の効率化、生産性の向上に向け、全社的なDXの推進にも取り組むとともに、人材の確保に向け、インターンシップ制度の積極的な活用、大学での企業特別講座を継続的に行ってまいります。

さらに持続的な成長を目指し、再生可能エネルギーへの取り組みも引き続き推進するとともに、事業領域の拡大も視野に入れた活動に取り組むことで、地域社会の活性化に寄与してまいります。

今後も、安全管理と環境への配慮を徹底し、地域社会をはじめとする全てのステークホルダーから信頼され、必要とされ続ける企業を目指し、変革を恐れず、新たな価値創造に挑戦するとともに、コンプライアンスと企業の社会的責任を果たすための活動を推進してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2021年12月31日現在)

事業区分	事業内容
建設事業	土木、建築工事の施工に関する事業
製造・販売事業等	アスファルト製品等の製造販売、産業廃棄物の中間処理（リサイクル）及びその他建設資材の販売等

(6) 主要な営業所 (2021年12月31日現在)

金下建設株式会社	本社	京都府宮津市
	支店	京都（京都市）、大阪（大阪市）、兵庫（豊岡市）
司建設株式会社	本社	京都市
株式会社和田組	本社	京都府宮津市

(7) 使用人の状況 (2021年12月31日現在)

使用人数（前連結会計年度末比増減）	平均年齢	平均勤続年数
188名（9名増）	46.6歳	18.8年

（注） 使用人数は就業員数であります。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2021年12月31日現在)

- | | |
|-------------|------------|
| ①発行可能株式総数 | 8,000,000株 |
| ②発行済株式の総数 | 3,806,660株 |
| ③株主数 | 1,279名 |
| ④大株主(上位10名) | |

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
上原成商事株式会社	198	9.22
金下昌司	148	6.87
株式会社日本カストディ銀行 (三井住友信託銀行再信託分・ ライト工業株式会社退職給付信託口)	116	5.39
金下欣司	113	5.25
株式会社みずほ銀行	99	4.64
株式会社京都銀行	99	4.63
金下建設従業員持株会	91	4.25
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	69	3.24
京都北都信用金庫	57	2.67
株式会社三菱UFJ銀行	55	2.58

- (注) 1. 当社は、自己株式を1,650,630株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2021年12月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	金 下 昌 司	
取 締 役	荻 野 正 彦	専務執行役員管理部門統括 経営企画部長
取 締 役	井 上 芳 一	上席執行役員営業部門統括 営業本部長 兼 大阪支店長
取 締 役	芦 原 寿 彦	執行役員土木部門統括土木部長
取 締 役	中 西 康 博	執行役員建築部門統括建築部長
取 締 役	田 中 彰 寿	弁護士法人田中彰寿法律事務所 代表社員
取 締 役	岡 野 勲	岡野税理士事務所所長 ステラケミファ株式会社 社外取締役 (監査等委員)
常 勤 監 査 役	三 田 昭 彦	
監 査 役	上 原 正 夫	上原正夫税理士事務所所長
監 査 役	西 田 文 明	松宮税務会計事務所所属税理士

- (注) 1. 取締役の田中彰寿氏及び岡野 勲氏は、社外取締役であります。
2. 監査役の上原正夫氏及び西田文明氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、社外取締役及び社外監査役全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 常勤監査役三田昭彦氏、監査役上原正夫氏及び西田文明氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・常勤監査役三田昭彦氏は、長年当社の経理業務に従事しておりました。
 - ・監査役上原正夫氏及び西田文明氏は、税理士の資格を有しております。

②役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役および監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者の業務行為に起因する被保険者への損害賠償請求により被保険者が被る損害を填補することとしております。

③取締役及び監査役の報酬等

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

2021年2月10日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決定いたしました。また、取締役会は当事業年度に係る報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容は、その決定方針と整合していることから、その決定方針に沿うものであると判断いたしております。

<決定方針>

当社は、取締役報酬について、社外取締役、社外監査役を主なメンバーとする独立委員会にて意見を聴取したうえで、株主総会の決議で決定された報酬限度額の範囲内で、役位と経営環境等を総合的に勘案して、代表取締役社長が取締役会に原案を提示し、取締役会の決議で決定する。

なお、役員退職慰労金制度を採用しており、退職慰労金の基準については、「役員退職慰労金内規」に役位、在籍年数等に応じた退職慰労金支給基準を定め、その基準に基づいて算定し、退任時に株主総会の決議を経て、その具体的な金額、方法は取締役会の決議で決定する。

各報酬の割合は、全取締役について次のとおりとする。

基本報酬・退職慰労金：100%

(業績連動報酬等、非金銭報酬等は無し)

報酬の交付時期は次のとおりとする。

基本報酬については、毎月一定の時期に支払い、退職慰労金については、退任時に支払う。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	7名 (2名)	141,005千円 (5,630千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	13,280千円 (1,880千円)
合 計 (うち社外役員)	10名 (4名)	154,285千円 (7,510千円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 報酬等の額は、当事業年度における基本報酬の額及び役員退職慰労引当金の繰入額であり、業績連動報酬等、非金銭報酬等はありません。なお、当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額は27,550千円（取締役7名に対し26,510千円（うち社外取締役2名に対し230千円）、監査役3名に対し1,040千円（うち社外監査役2名に対し80千円））であります。
3. 取締役の報酬限度額は、2007年3月29日開催の第56回定時株主総会において年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。なお、当該株主総会終結時点における取締役の員数は7名であります。
4. 監査役の報酬限度額は、2007年3月29日開催の第56回定時株主総会において年額20,000千円以内と決議いただいております。なお、当該株主総会終結時点における監査役の員数は3名であります。

④社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役田中彰寿氏は、弁護士法人田中彰寿法律事務所の代表社員であります。当社は弁護士法人田中彰寿法律事務所と顧問弁護士契約を締結しております。
- ・取締役岡野 勲氏は、岡野税理士事務所の所長であります。なお、当社と岡野税理士事務所との間に特別な関係はありません。また、同氏は、ステラケミファ株式会社の社外取締役（監査等委員）を兼務しておりますが、当社とステラケミファ株式会社との間につきましても特別な関係はありません。

- ・監査役上原正夫氏は、上原正夫税理士事務所の所長であります。なお、当社と上原正夫税理士事務所との間に特別な関係はありません。
- ・監査役西田文明氏は、松宮税務会計事務所所属の税理士であります。なお、当社と松宮税務会計事務所との間に特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	主な活動状況
取締役 田中彰寿	<p>当事業年度開催の取締役会12回のうち11回に出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地と豊富な経験に基づき発言を行う等、社外の客観的視点からの経営監督の役割を果たしております。</p> <p>また、取締役会の諮問機関である独立委員会の委員であり、当事業年度開催の独立委員会2回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。</p>
取締役 岡野 勲	<p>当事業年度開催の取締役会12回の全てに出席し、必要に応じ、主に税理士としての専門的見地と豊富な経験に基づき発言を行う等、社外の客観的視点からの経営監督の役割を果たしております。</p> <p>また、取締役会の諮問機関である独立委員会の委員であり、当事業年度開催の独立委員会2回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。</p>

	主な活動状況
監査役 上原正夫	<p>当事業年度開催の取締役会12回の全てに出席し、また、監査役会6回の全てに出席し、必要に応じ、主に税理士としての専門的見地と豊富な経験に基づき発言を行う等、社外の客観的視点からの経営監視の役割を果たしております。</p> <p>また、取締役会の諮問機関である独立委員会の委員であり、当事業年度開催の独立委員会2回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監視機能を担っております。</p>
監査役 西田文明	<p>当事業年度開催の取締役会12回の全てに出席し、また、監査役会6回の全てに出席し、必要に応じ、主に税理士としての専門的見地と豊富な経験に基づき発言を行う等、社外の客観的視点からの経営監視の役割を果たしております。</p> <p>また、取締役会の諮問機関である独立委員会の委員であり、当事業年度開催の独立委員会2回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監視機能を担っております。</p>

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役並びに各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(4) 会計監査人の状況

①会計監査人の名称

監査法人グラヴィタス

②当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

イ. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等

19百万円

ロ. 当社及び当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

19百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③非監査業務の内容

該当事項はありません。

④会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

1. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社及び当社グループは、企業が存立していくためにはコンプライアンスの徹底は必然のものと認識し、全ての取締役・使用人は、社会の構成員として求められる高い倫理観に基づき誠実に行動し、社会や地域から信頼される企業市民として経営体制の確立に努めております。

- ・当社は、社訓（健康・親切・恩義）をモットーに、品質・環境、安全衛生及び個人情報保護方針を制定し、社長がその精神を、当社及びグループ会社の全ての取締役・使用人に対して、継続的に伝達することにより、法令及び企業倫理の遵守を徹底します。
- ・定期的実施する内部監査を通じて、業務における遵法状況を監査し、社長へ報告します。
- ・コンプライアンス規程を制定し、当社及びグループ会社の全ての役職員が法令、定款、社内規則及び企業倫理を遵守した行動を取るための行動規範としています。
- ・反社会的勢力・団体による不当な要求に対しては毅然とした対応をとることを基本理念としており、基本理念の明文化、外部専門機関との連携及び研修の実施により、反社会的勢力・団体との関係を遮断する体制を整備しています。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・当社は、取締役の職務執行に係る電磁的記録を含む文書等の情報を、法令、社内諸規程に基づき、適切に保存及び管理します。
- ・当社は情報セキュリティシステムを導入し、社会の要求事項に準拠した情報の管理を行っており、取締役及び監査役が必要な情報を常時、取得できる体制を構築しています。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・当社及び当社グループは、コンプライアンス、安全、環境、品質、財務及び情報セキュリティ等に係るリスクについて、社内諸規程の制定及び、それぞれの担当部門による教育を実施するとともに、事前に適切な対応策を準備する予防処置により、リスクを最小限にすべく組織的な対応を行います。
 - ・定期的に内部監査を実施し、監査結果等から、リスクの洗出しとリスクの対応策の見直しを行い、継続的改善に取り組みます。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・当社は、取締役及び使用人が共有する全社的な目標を設定し、効率的にその目標を達成するため、各部門の具体的な目標を定めています。
 - ・定例の取締役会を原則月1回開催し、取締役会による業績（目標達成度）のレビューを行い、継続的改善に取り組みます。
 - ・ITを活用して全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築します。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・グループ会社の所轄業務について、その自主性を尊重しつつ、人材面、資金面、情報面（IT）における統制環境を整備して統括管理しており、当社及びグループ会社全体として、基本方針の理念に準拠した業務の適正を確保するための体制及び職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を整備します。
 - ・当社の社訓及びコンプライアンス等の規程を、グループ会社にも適用し、グループ全体でコンプライアンスを徹底します。
 - ・定例のグループ会社代表者参加型の会議を原則月1回開催するとともに、イントラネットの整備により、当社及びグループ会社間での、相互連絡・報告、情報の共有化を図っています。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - ・当社は、現在監査役の職務を補助すべき使用人は置いておりませんが、監査役が求めた場合は、取締役会が速やかに協議し、必要と判断した場合に、使用人を配置します。
 - ・監査役の職務を補助すべき使用人を配置したならば、その補助使用人の人事異動等の人事権に関する事項につき監査役に事前の同意を得るものとし、また、監査役からの補助人に対する指示については、取締役の指揮命令を受けないこととし、取締役からの独立性を確保するとともに、指示の実効性についても確保します。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて当社及びグループ会社の業務執行状況を報告するとともに、監査役に対する法定事項の他、当社及び当社グループ会社に著しい損害を及ぼす事実、内部監査の実施状況、内部通報窓口への通報状況を報告する体制とします。
 - ・監査役への報告を行った取締役及び使用人に対して、報告したことを理由に不利益な取扱いを受けないことを確保します。
 - ・当社は、監査役が、それぞれの関連部門と緊密な連携を保ち、監査が実効的に行われることを確保するための体制の整備を図ります。
 - ・監査役の職務の執行に必要な費用については、当社及び当社グループが負担します。

8. 財務報告の信頼性を確保するための体制
 - ・当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法及び関連法令に基づき、財務報告に係る内部統制システムを整備するとともに、そのシステムが適切に機能することを継続的に評価し、不備等があれば必要な是正処置を行います。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

上記業務の適正を確保するための体制に関する基本方針に基づいて、体制の整備とその適切な運用に努めております。当該体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

・コンプライアンス及びリスク管理

法令、定款、社内規則及び企業倫理を遵守した行動を取るための行動規範としてコンプライアンス規程を制定しており、また、内部監査を実施し、業務における遵法状況・リスクの洗出しとリスクの対応策の見直しを行い、継続的改善に取り組み、それらの結果を代表取締役社長、担当取締役及び監査役会に報告し、連携を図っております。

・取締役の職務執行

定例の取締役会を原則月1回開催するほか、必要に応じて開催し、重要事項に関する審議及び決定を行っております。

業務執行状況の監督機能を強化するため、社外取締役2名を選任しております。

・監査役の監査

各監査役は監査の方針に従い、取締役及びその他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集に努めるとともに、重要な決裁書類等の閲覧及び取締役会その他重要な会議に出席し取締役の職務執行の監査を行っております。さらに、監査役会を通じて各監査役間の情報共有を図るとともに、会計監査人及び内部監査組織と情報交換を行い、監査機能の強化・相互の連携を図っております。

・財務報告に係る内部統制

内部統制内部監査計画に基づき内部監査を実施し、内部統制の評価を実施しております。

(注) 本事業報告は、次により記載しております。

1. 記載金額は、表示単位未満を四捨五入しております。
2. 株式数は、表示単位未満を切捨てております。
3. 比率は、表示単位未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	12,683	流動負債	1,905
現金預金	8,233	支払手形・工事未払金等	1,079
有価証券	1,100	リース債務	2
受取手形・完成工事未収入金等	2,669	未払法人税等	5
未成工事支出金等	476	未成工事受入金	365
その他	207	完成工事補償引当金	24
貸倒引当金	△ 2	工事損失引当金	24
固定資産	7,299	その他	405
有形固定資産	1,735	固定負債	975
建物・構築物	410	リース債務	12
機械装置・運搬具	92	繰延税金負債	536
土地	1,218	役員退職慰労引当金	411
建設仮勘定	2	その他	16
その他	13	負債合計	2,880
無形固定資産	9	純資産の部	
ソフトウェア	3	株主資本	15,318
その他	5	資本金	1,000
投資その他の資産	5,556	資本剰余金	2,147
投資有価証券	5,195	利益剰余金	17,068
長期貸付金	64	自己株式	△ 4,898
その他	521	その他の包括利益累計額	1,455
貸倒引当金	△ 224	その他有価証券評価差額金	1,455
資産合計	19,983	非支配株主持分	329
		純資産合計	17,102
		負債・純資産合計	19,983

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結損益計算書

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		7,633
売 上 原 価		6,800
売 上 総 利 益		832
販売費及び一般管理費		931
営 業 損 失		99
営 業 外 収 益		
受取利息配当金	96	
不動産賃貸料	39	
持分法による投資利益	2	
雑 収 入	14	151
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1	
不動産賃貸原価	14	
雑 支 出	5	20
経 常 利 益		32
特 別 利 益		
固定資産売却益	4	
投資有価証券売却益	23	27
特 別 損 失		
固定資産除却損	0	0
税金等調整前当期純利益		60
法人税、住民税及び事業税	10	
法人税等調整額	9	19
当 期 純 利 益		41
非支配株主に帰属する当期純損失		4
親会社株主に帰属する当期純利益		45

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年1月1日から)
(2021年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	1,000	2,147	17,131	△ 4,897	15,382
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△ 108		△ 108
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			45		45
自 己 株 式 の 取 得				△ 1	△ 1
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	△ 63	△ 1	△ 64
当 期 末 残 高	1,000	2,147	17,068	△ 4,898	15,318

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	1,484	1,484	334	17,199
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△ 108
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益				45
自 己 株 式 の 取 得				△ 1
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	△ 28	△ 28	△ 4	△ 33
当 期 変 動 額 合 計	△ 28	△ 28	△ 4	△ 97
当 期 末 残 高	1,455	1,455	329	17,102

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

①連結子会社の状況

連結子会社の数	2社
連結子会社の名称	司建設(株)、(株)和田組

②非連結子会社の状況

非連結子会社の名称	橋立生コンクリート工業(株)、(株)ソーゴージケン、 PFI舞鶴常団地(株)
-----------	---

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社3社はいずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

①持分法を適用した関連会社の状況

持分法適用の関連会社の数	2社
持分法適用の関連会社の名称	宮津太陽光発電(同) 丹後太陽光発電(同)

②持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

持分法を適用していない非連結子会社の名称	橋立生コンクリート工業(株)、(株)ソーゴージケン、 PFI舞鶴常団地(株)
----------------------	---

持分法を適用していない関連会社の名称

(株)金下工務店、サンキ工業(株)

持分法を適用しない理由

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券

満期保有目的の債券
償却原価法（定額法）によっております。

その他有価証券

時価のあるもの

連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

(ロ) たな卸資産

未成工事支出金 個別法による原価法によっております。

材 料 貯 蔵 品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

販売用不動産 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

(イ) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(ロ) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）によっております。

(ハ) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

③重要な引当金の計上基準

(イ) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(ロ) 完成工事補償引当金

完成工事に係るかし担保の費用に備えるため、過去の一定期間における補償実績率に基づく将来の見積補償額及び特定工事における将来の見積補償額を計上しております。

(ハ) 工事損失引当金

当連結会計年度末手持工事のうち、重要な損失の発生が見込まれるものについて、将来の損失に備えるため、その損失見込額を計上しております。

(ニ) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。

④重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

完成工事高の計上は、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

⑤その他連結計算書類の作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号2020年3月31日）を当連結会計年度から適用し、「重要な会計上の見積りに関する注記」を記載しております。

3. 重要な会計上の見積りに関する注記

(1) 工事進行基準による収益認識

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

工事進行基準による完成工事高 5,332百万円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

工事進行基準による完成工事高は、合理的に見積もられた工事収益総額、工事原価総額及び決算日における工事進捗度に基づいて計上しておりますが、見積りには一定の不確実性が伴うことから、見積りの見直しが必要となった場合には完成工事高が変動し、翌期以降の各期の業績に影響を与える可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

①現金預金 200百万円

上記の資産は、従業員預り金192百万円の担保に供しております。

②投資有価証券 6百万円

上記の資産は、非連結子会社の長期借入金の担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 2,953百万円

(3) たな卸資産及び工事損失引当金の表示

損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金のうち、工事損失引当金に対応する額は1百万円であります。

5. 連結損益計算書に関する注記

売上原価に含まれている工事損失引当金繰入額 24百万円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末の株式数(株)
普通株式	3,806,660	—	—	3,806,660

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末の株式数(株)
普通株式	1,650,334	296	—	1,650,630

(注) 増減の主な内訳は、次のとおりであります。

- ・単元未満株式の買取りによる増加 296株

(3) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額等

2021年3月24日開催の第70回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 108百万円
- ・1株当たり配当額 50円
- ・基準日 2020年12月31日
- ・効力発生日 2021年3月25日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

2022年3月23日開催予定の第71回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・配当金の総額 108百万円
- ・配当の原資 利益剰余金
- ・1株当たり配当額 50円
- ・基準日 2021年12月31日
- ・効力発生日 2022年3月24日

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資に必要な資金及び運転資金をすべて自己資金でまかなっております。余資は、主に流動性の高い預金等で運用し、長期運用は主に安全性の高い債券等で運用する方針であります。

②金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形・完成工事未収入金等は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

有価証券及び投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式のほか、満期保有目的の債券を所有しており、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（注）2．参照）。

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
(1) 現金預金	8,233	8,233	—
(2) 受取手形・完成工事未収入金等	2,669	2,669	—
(3) 有価証券及び投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	3,403	3,396	△7
② その他有価証券	2,870	2,870	—
(4) 長期貸付金	64		
貸倒引当金（※）	5		
	59	60	1
資 産 計	17,234	17,228	△6
支払手形・工事未払金等	1,079	1,079	—
負 債 計	1,079	1,079	—

（※）長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金預金、(2) 受取手形・完成工事未収入金等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関等から提示された価格によっております。

(4) 長期貸付金

長期貸付金の時価の算定は、一定の期間ごとに分類し、信用リスクを考慮して、その将来キャッシュ・フローを適切な利率で割引いた現在価値により算定しております。

負 債

支払手形・工事未払金等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非 上 場 株 式	22

非上場株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

8. 賃貸等不動産に関する注記

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

① 1株当たり純資産額	7,779円53銭
② 1株当たり当期純利益	20円82銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	12,131	流動負債	1,879
現金預金	7,834	工事未払金	1,072
受取手形	14	リース債務	2
有価証券	1,100	未払金	25
完成工事未収入金	2,520	未払費用	137
兼業事業未収入金	51	未払法人税等	4
未成工事支出金	381	未成工事受入金	360
材料貯蔵品	29	預り金	38
その他	202	完成工事補償引当金	24
貸倒引当金	△ 1	工事損失引当金	24
固定資産	7,287	その他	192
有形固定資産	1,692	固定負債	977
建物	375	リース債務	12
構築物	31	繰延税金負債	540
機械装置	69	役員退職慰労引当金	409
車輜運搬具	23	その他	16
工具器具・備品	13	負債合計	2,856
土地	1,178	純資産の部	
建設仮勘定	2	株主資本	15,106
無形固定資産	7	資本金	1,000
ソフトウェア	2	資本剰余金	2,121
その他	5	資本準備金	2,121
投資その他の資産	5,587	利益剰余金	16,883
投資有価証券	5,174	利益準備金	250
関係会社株式	32	その他利益剰余金	16,633
出資金	33	別途積立金	14,700
関係会社出資金	212	繰越利益剰余金	1,933
長期貸付金	64	自己株式	△ 4,898
保険積立金	69	評価・換算差額等	1,455
その他	226	その他有価証券評価差額金	1,455
貸倒引当金	△ 222	純資産合計	16,561
資産合計	19,417	負債・純資産合計	19,417

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

損 益 計 算 書

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		
完成工事高	7,075	
兼業事業売上高	299	7,374
売 上 原 価		
完成工事原価	6,329	
兼業事業売上原価	254	6,583
売 上 総 利 益		
完成工事総利益	746	
兼業事業総利益	45	791
販売費及び一般管理費		887
営業損失		96
営業外収益		
受取利息配当金	96	
不動産賃貸料	40	
雑収入	17	153
営業外費用		
支払利息	1	
不動産賃貸原価	14	
雑支出	5	20
経 常 利 益		36
特 別 利 益		
固定資産売却益	4	
投資有価証券売却益	23	27
特 別 損 失		
固定資産除却損	0	0
税引前当期純利益		64
法人税、住民税及び事業税	9	
法人税等調整額	9	18
当 期 純 利 益		46

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 合 計
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金		
				別途積立金	繰越利益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	1,000	2,121	2,121	250	14,700	1,995	16,945
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当						△ 108	△ 108
当 期 純 利 益						46	46
自 己 株 式 の 取 得							
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)							
当 期 変 動 額 合 計	－	－	－	－	－	△ 62	△ 62
当 期 末 残 高	1,000	2,121	2,121	250	14,700	1,933	16,883

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証 券評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△ 4,897	15,169	1,484	1,484	16,652
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△ 108			△ 108
当 期 純 利 益		46			46
自 己 株 式 の 取 得	△ 1	△ 1			△ 1
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			△ 28	△ 28	△ 28
当 期 変 動 額 合 計	△ 1	△ 63	△ 28	△ 28	△ 91
当 期 末 残 高	△ 4,898	15,106	1,455	1,455	16,561

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）によっております。

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

時価のあるもの

事業年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

② たな卸資産

未成工事支出金 個別法による原価法によっております。

材料貯蔵品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

販売用不動産 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 完成工事補償引当金

完成工事に係るかし担保の費用に備えるため、過去の一定期間における補償実績率に基づく将来の見積補償額及び特定工事における将来の見積補償額を計上しております。

- ③ 工事損失引当金 当事業年度末手持工事のうち、重要な損失の発生が見込まれるものについて、将来の損失に備えるため、その損失見込額を計上しております。
 - ④ 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく事業年度末要支給額を計上しております。
- (4) 重要な収益及び費用の計上基準
完成工事高及び完成工事原価の計上基準
完成工事高の計上は、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。
- (5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号2020年3月31日）を当事業年度から適用し、「重要な会計上の見積りに関する注記」を記載しております。

3. 重要な会計上の見積りに関する注記

- (1) 工事進行基準による収益認識
- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額
工事進行基準による完成工事高 5,194百万円
 - ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報
工事進行基準による完成工事高は、合理的に見積もられた工事収益総額、工事原価総額及び決算日における工事進捗度に基づいて計上しておりますが、見積りには一定の不確実性が伴うことから、見積りの見直しが必要となった場合には完成工事高が変動し、翌期以降の各期の業績に影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

- (1) 担保に供している資産
- ① 現金預金 200百万円
上記の資産は、従業員預り金192百万円の担保に供しております。
 - ② 関係会社株式 6百万円
上記の資産は、子会社の長期借入金の担保に供しております。
- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 2,886百万円
- (3) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。
- | | |
|--------|-------|
| 短期金銭債権 | 73百万円 |
| 長期金銭債権 | 16百万円 |
| 短期金銭債務 | 31百万円 |
- (4) たな卸資産及び工事損失引当金の表示
損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金のうち、工事損失引当金に対応する額は1百万円であります。

5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高	
① 売上高	114百万円
② 仕入高	337百万円
③ 営業取引以外の取引高	19百万円
(2) 売上原価に含まれている工事損失引当金繰入額	24百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末の株式数(株)
普通株式	1,650,334	296	—	1,650,630

(注) 増減の主な内訳は、次のとおりであります。

・単元未満株式の買取りによる増加	296株
------------------	------

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

投資有価証券評価損	29百万円
貸倒引当金	68百万円
減損損失	189百万円
完成工事補償引当金	7百万円
工事損失引当金	7百万円
役員退職慰労引当金	125百万円
繰越欠損金	34百万円
その他	2百万円
繰延税金資産小計	462百万円
評価性引当額	△400百万円
繰延税金資産合計	62百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△599百万円
その他	△3百万円
繰延税金負債合計	△602百万円
繰延税金資産(負債)の純額	△540百万円

8. 1株当たり情報に関する注記

① 1株当たり純資産額	7,681円27銭
② 1株当たり当期純利益	21円28銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年2月24日

金下建設株式会社

取締役会 御中

監査法人 グラヴィタス

京都府京都市

指定社員 公認会計士 藤本良治 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 尾崎史佳 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、金下建設株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、金下建設株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年2月24日

金下建設株式会社
取締役会 御中

監査法人 グラヴィタス

京都府京都市

指定社員 公認会計士 藤本良治 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 尾崎史佳 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、金下建設株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの第71期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査役会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第71期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人グラヴィタスの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人グラヴィタスの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月25日

金下建設株式会社 監査役会

常勤監査役 三 田 昭 彦 ㊟

社外監査役 上 原 正 夫 ㊟

社外監査役 西 田 文 明 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、今後の事業展開に必要な内部留保を確保しつつ、株主の皆様への安定した配当の継続を基本といたしております。

当期の期末配当につきましては、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金50円 総額107,801,500円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年3月24日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 当社グループの今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条（目的）に目的事項の追加を行い、号文の新設に伴い号数の繰り下げを行うものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。
 - ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第16条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。

- ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第16条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
(目 的) 第2条 (条文省略) (1)～(7) (条文省略) (新 設) (新 設) (8) (条文省略)	(目 的) 第2条 (現行どおり) (1)～(7) (現行どおり) <u>(8) 飲食店の経営</u> <u>(9) 食料品、飲料品、日用品雑貨の販</u> <u>売および卸売</u> (10) (現行どおり)
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第16条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p>
(新 設)	<p><u>(附 則)</u></p> <p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p><u>第1条</u> 定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および定款第16条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</p> <p>3. 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。
補欠監査役候補者は次のとおりであります。

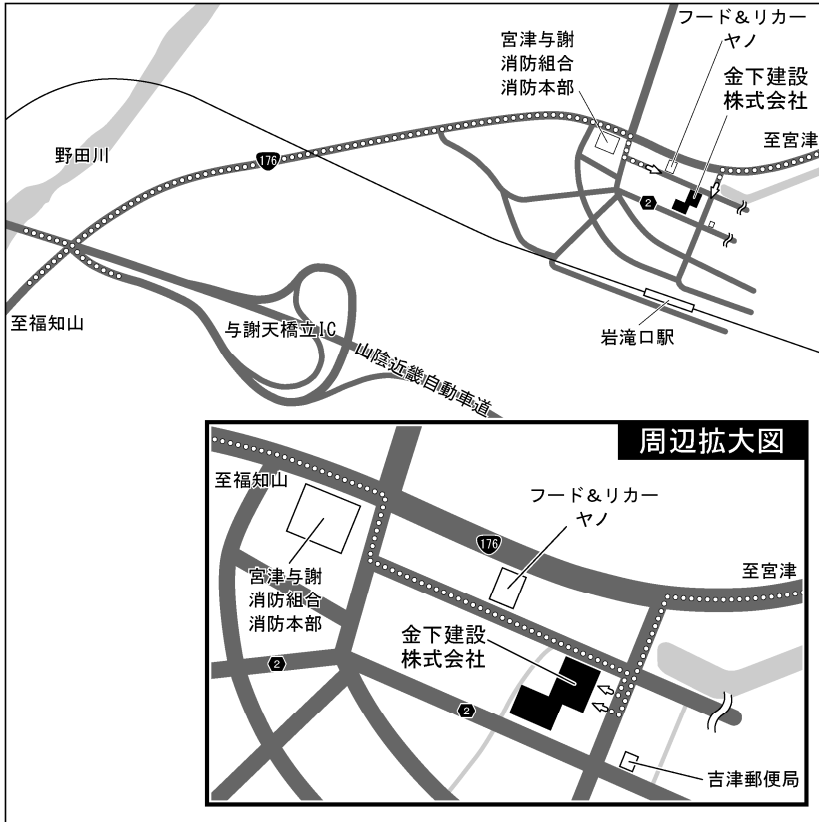
ふりがな 氏名 (生年月日)	略 歴 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
すずき しんじ 鈴木真二 (1956年4月2日生)	2017年8月 税理士登録 鈴木真二税理士事務所設立 所長(現任) (重要な兼職の状況) 鈴木真二税理士事務所所長	—
<p>選任の理由</p> <p>鈴木真二氏を補欠の社外監査役候補者とする理由は、税理士としての専門知識及び経験等を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したためであります。</p>		

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 鈴木真二氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 鈴木真二氏が、監査役に就任する場合には、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
- 当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役および監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者の業務行為に起因する被保険者への損害賠償請求により被保険者が被る損害を填補することとしております。
- 鈴木真二氏が、監査役に就任する場合、同氏は当該役員等賠償責任保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：京都府宮津市字須津471番地の1
当社 新棟 大会議室



交通 車でお越しの場合

山陰近畿自動車道 与謝天橋立ICから車で約7分
会場隣接駐車場がございます。

電車でお越しの場合

京都丹後鉄道「岩滝口駅」下車 徒歩約3分